

第1部 計画の基本的事項

1. 計画見直しの背景

1.1 環境問題と国の対応

地球規模での人口増加や経済活動の拡大に伴い、資源消費や環境への負荷が増大しています。特に近年は開発途上国の人口増加が顕著であり、さまざまな環境問題を起こし、深刻化しているとともに、開発途上国の資源を先進国が大規模開発することにより、生物多様性^{*1}が損なわれています。

現在、最も対応が急がれるのが地球温暖化問題です。世界全体の年平均気温は上昇傾向を続けており、IPCC^{*2}第4次評価報告書によれば、世界平均気温が20世紀末と比べて1～4℃上昇した状態が継続すると、グリーンランドや南極の氷床の融解が数百年から数千年にかけて進み、4～6mもしくはそれ以上の海面上昇をもたらすことになるとしています。地球温暖化の原因となる温室効果ガスについては、その排出量について国際的に数値目標を定めた京都議定書^{*3}を定めています。国では自治体や一定規模以上の事業者に対して、温室効果ガス排出量の把握や削減計画の策定などを求めるとともに、国民には省エネ機器の導入施策を実施しました。

また、生物の保全や生物資源の持続可能な利用に対しては、生物多様性条約^{*4}に基づき数値目標や行動目標を定める動きがあります。平成22年(2010年)には、愛知県において生物多様性条約第10回締約国会議(以下、「COP10」という。)が開催され、遺伝資源のアクセスと利益配分(ABS)^{*5}に関する名古屋議定書や新戦略計画・愛知目標が採択されました。

これらの問題に対し、世界の多くの国や地方、その他さまざまな主体が、積極的な取り組みを行うようになってきました。環境は、経済社会の持続的発展の基盤となるものであり、さまざまな環境問題は、安定的な経済社会活動や、時にはその存続すらも脅かす重要な課題となっています。

わが国では現在、第三次環境基本計画(平成18年閣議決定)に基づき、環境施策が進められています。大量生産、大量消費、大量廃棄の時代を顧みて、「もったいない」「節約」という言葉が目されるようになりました。これまでの技術を生かして、経済を成長させつつ環境負荷は低減させていく社会の構築が求められています。

^{*1}すべての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルがある。

^{*2}気候変動に関する政府間パネルの略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和の方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織である。

^{*3}平成9年(1997年)12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量についての法的拘束力のある数値目標が決定され、我が国は、2008～2012年の目標期間中に、温室効果ガスの排出量を1990年比で6%削減することを目標としている。

^{*4}生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約。

^{*5}生物多様性条約に、遺伝資源保有国とその保有する遺伝資源を利用して利益を得る国との間の利害調整を図るため、「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分(Access to genetic resources and Benefit-Sharing, ABS)」という考え方を導入したもの。

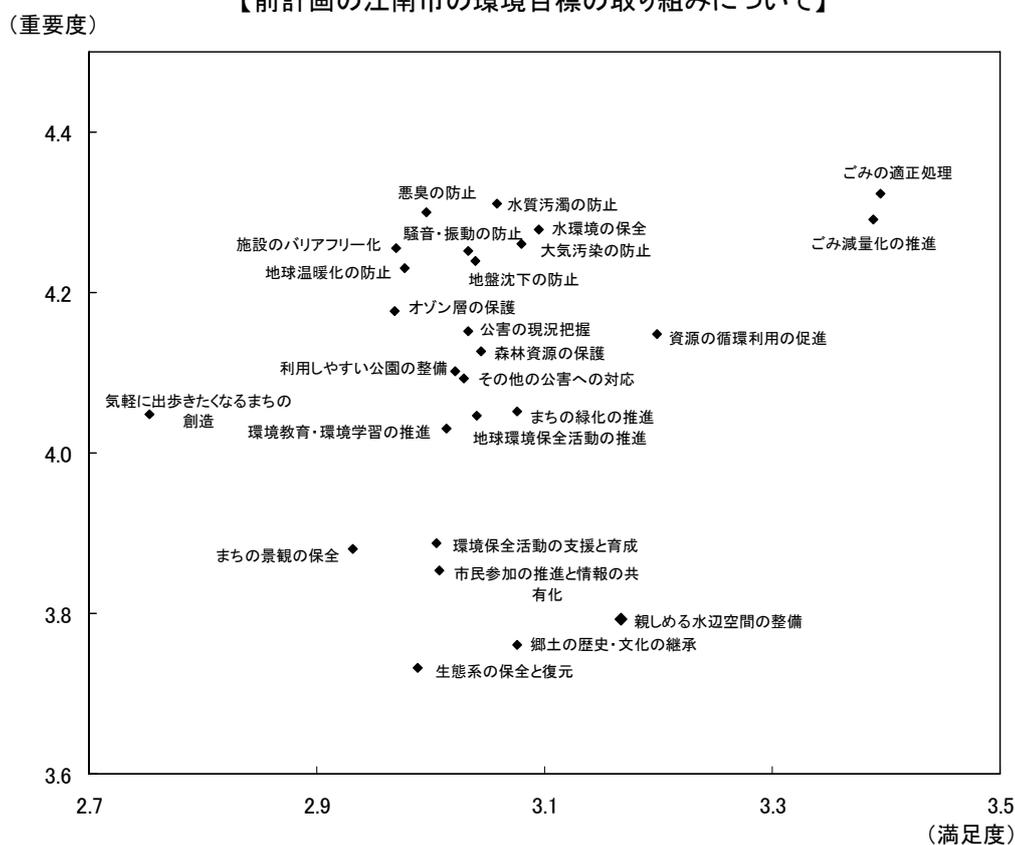
1.2 江南市における環境問題への評価

「江南市環境基本計画」(以下、「前計画」という。)は、快適で住みやすい都市環境の形成と環境への負荷の低減を目指して、実現すべき環境の姿を市民、事業者、市のすべての人が協力して行う取り組みを示すために、平成14年3月に策定されました。

計画策定後、江南市環境審議会との協力のもとに、毎年の指標の評価・公表を行ってきましたが、目標年度を直前にしてもなお、達成が困難な指標も残っています。また、平成23年度実施した市民意識調査において、市民の環境目標に対する重要度と満足度を見ると、重要度は「重要」あるいは「やや重要」としているにもかかわらず、満足度は「どちらともいえない」という傾向にあり、前計画の達成状況には十分満足していない様子が伺えます。

▼市民意識調査結果 環境の満足度・重要度

【前計画の江南市の環境目標の取り組みについて】



注) 満足度・重要度 = { (「満足・重要」の回答数) × 5 + (「やや満足・やや重要」の回答数) × 4 + (「どちらともいえない」の回答数) × 3 + (「やや不満・さほど重要ではない」の回答数) × 2 + (「不満・重要ではない」の回答数) × 1 } ÷ (回収数 - 不明数)

1.3 江南市における環境基本計画改訂の必要性

前計画の策定時には最終処分場の逼迫などから、ごみ処理やリサイクルに注目が集まっていたが、現在では循環型社会形成推進基本法^{※1}に基づく容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などの各種リサイクル法の整備や、ごみ減量「57運動」^{※2}による生ごみの堆肥化や買い物袋の持参運動などの取り組みが進み、一定の効果を挙げています。また、地球温暖化対策の世界的な枠組みである京都議定書^{※3}の第一約束期間(2008～2012年)に入り、事業者の対策強化を求めた地球温暖化対策推進法^{※4}の改正、省エネ法^{※5}の改正などの法整備が進みました。しかし、温室効果ガス排出量の目標達成が厳しい状況にあることは変わりません。大気質や水質では、環境基準に適合していない地点、項目が残されているように、達成できていない目標もあるほか、アスベストなどの新たな物質による健康被害や地下水の汚染の発生などが懸念されています。また、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質汚染に対する対応も急がれます。さらに近年は景気の変動も激しく、社会情勢は策定当時から大きく変わっていることから、多様化する市民のニーズへの対応が求められます。

このような中、江南市(以下、「本市」という。)では平成23年度に実施した市民意識調査でも示されるように、ごみのポイ捨てや公害などの身近な生活環境問題への関心が高いことがわかります。また、対応が急がれる地球温暖化対策や、効果が上がりつつも引き続き対策が必要なごみ問題では、市民一人ひとりの行動の見直しが必要です。

以上のことから本市では、より良い環境づくりには市民一人ひとりの行動が大きな要因であることから、より一層の見直しが重要といえます。

前計画は平成23年度に目標年度を迎えることから、環境の現況及び前計画の進捗状況を把握するとともに、市民一人ひとりの力の大きさに注目し、社会情勢の変化や新たな環境問題に対応した計画の見直しが必要となりました。

※1循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

※2焼却場で処理するごみの量が急激に増加した平成9年度から始まった運動で、平成8年度の市民1人1日当たりの焼却場で処理するごみの量の10%(概ね57g)の減量を目的に、江南市という名前にちなんでいる。

※3平成9年(1997年)12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約会議(COP3)において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量についての法的拘束力のある数値目標が決定され、我が国は、2008～2012年の目標期間中に、温室効果ガスの排出量を1990年比で6%削減することを目標としている。

※4国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。

※5「エネルギーの使用の合理化に関する法律」という。内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保と工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずることなどを目的に制定された。

2. 計画の役割

この計画は、江南市市民自治によるまちづくり基本条例の基本的な理念とルールに基づき、江南市戦略計画の本市が目指すべき都市のすがたを環境面から支援するとともに、設定した将来の望ましい環境像を実現するために、市民、事業者、市が協力して取り組む内容を示すものです。

計画の役割を以下に示します。

(1) 目指す方向や、目標の明確化を図る役割

本市が目指すべき環境像、環境目標、基本的取り組みが明らかにされるとともに、向かうべき方向についての市民、事業者、市の共通認識が得られます。

(2) 市民、事業者、市の各主体の取り組みを示す役割

市民、事業者、市の各主体の役割を明らかにし、それぞれの特性を生かした取り組みや、三者が協力して効率よく進めることのできる取り組みを示します。

(3) 関連施策の総合化・体系化を進めるとともに関連主体との合意形成を推進する役割

本計画の策定によって、市は江南市戦略計画に基づいた施策の推進にあたって、統一した方針で環境への配慮を補うことができます。さらに、環境面における諸施策の調整の場を確保することにより、環境に関わる諸施策の総合化、体系化が図られます。また計画推進のため、市民、事業者、市の三者の連携を定めており、各主体を構成するさまざまな立場の人の参加・協力により、取り組みの立案・調整に向けて合意形成を進めます。

3. 計画の目標年度

本計画の

開始年度は平成 24 年度とし、目標年度は 10 年後の平成 33 年度とします

ただし、社会情勢の変化や新たな環境問題などに対応し、計画の進捗状況を踏まえて、5年後(平成 28 年度)に計画の見直しを行います。

4. 計画の位置づけ

本計画は、江南市環境基本条例に基づき、環境行政を総合的かつ計画的に推進するうえで必要な計画であり、市の施策や市民、事業者に求められる行動を環境面から横断的にとらえた総合的な計画として、本市の環境保全に関する取り組みの基本的な方向を示します。

さらに本計画は、より良い環境づくりのために、市民、事業者、市が公平かつ適正な役割分担のもとに連携・協力するうえでの指針を示すものです。

5. 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。ただし、私たちの生活が地球の恩恵を受けて成り立っていることから、流域あるいは広域的に対応することが望ましい事項については、周辺地域や地球全体も視野に入れた計画とします。

6. 計画の対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、前計画や社会情勢、本市の現状を踏まえ、「地域環境」「資源循環」「地球環境」とします。それぞれの環境は独立したものではなく、お互いに関連しあうものです。また、環境の領域のなかで自然環境の領域は、市内にはまとまった山林が少ないことから、「地域環境」の領域に含めて取り扱うこととします。

なお、環境保全に取り組む人づくりに関することは、「環境づくり」として扱います。

1 快適性、安全性、暮らしやすさ、うるおいなどの地域環境

生活マナーの向上、公害の防止、環境リスクの低減、水辺の保全、緑化など、都市生活における快適で安全な暮らしに関することを扱います。

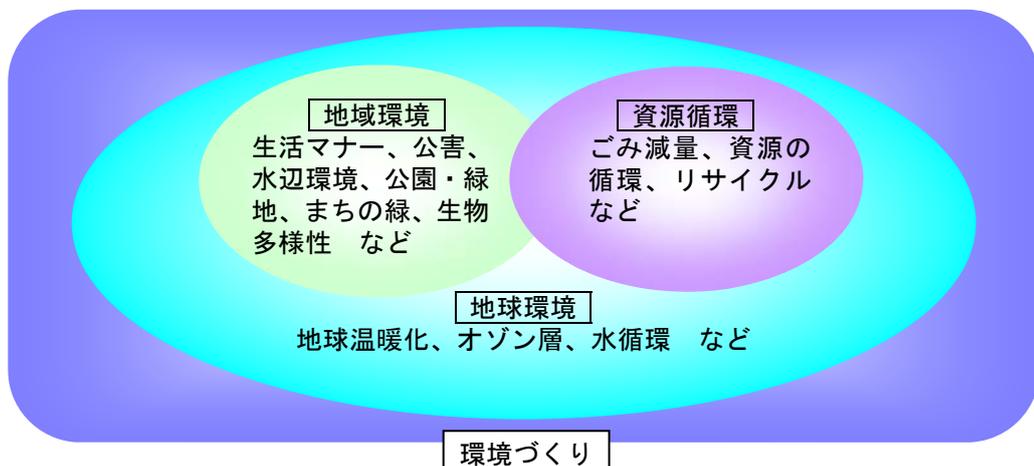
2 市民の暮らしに関わる資源循環

持続可能な社会の発展に向けて、ごみ減量、循環型社会の形成などに関することを扱います。

3 地球規模で影響の現れる地球環境

市域における活動が地球規模で影響の現れる地球温暖化、オゾン層破壊などの問題やこれらの防止に関する市域を越えた国際的な取り組みを扱います。

▼ 第二次江南市環境基本計画の対象とする環境



7. 推進主体及びその役割

私たちの日常の行動すべてが、環境に影響を及ぼしていることを十分に認識し、環境への負荷の少ない、持続的に発展できる社会の形成に向けて、不断の努力を重ねていくことが大切です。そこで本計画の推進主体は、前計画に引き続き、江南市環境基本条例の基本理念に規定する市民、事業者、市と定め、各主体がそれぞれの役割を認識し、一体となって、良好な環境の保全と創造に努めるものとします。

8. 計画の構成

第1部 基本的事項

本計画の基本的な事項を示します。

- ・計画見直しの背景
- ・計画の役割
- ・計画の目標年度
- ・計画の位置づけ
- ・計画の対象地域
- ・計画の対象とする環境の範囲
- ・推進主体及びその役割
- ・計画の構成

第2部 計画の目指すもの

【望ましい環境像】

本計画の最終的な目標で、平成33年度において実現している本市の環境の状況を示します。本計画に示すすべての取り組みや環境への配慮事項は、望ましい環境像の実現に向けて進めるものです。



【環境目標】

最終的な目標である「望ましい環境像」を以下の4つの範囲ごとにかみ砕いたものです。取り組みや環境への配慮事項は、この環境目標ごとに整理しています。

- ・環境づくり
- ・地域環境
- ・資源循環
- ・地球環境

第3部 環境像の実現に向けて

環境像の実現に向けて必要な取り組みを示します。

- ・主体別取り組み
- ・環境目標の達成に向けた取り組み

第4部 計画の推進に向けて

本計画の推進に必要な事項を示します。

- ・みんなの体制づくり及び推進体制の強化
- ・進行管理の手法